

やまがた未来くるエネルギー補助金 主な変更点

令和6年度分のやまがた未来くるエネルギー補助金では、下記のとおり、補助メニュー等の変更を行いました。

1 補助メニュー（補助対象・補助額）の変更

区分	令和5年度分		令和6年度分		
	補助率	上限	補助率	上限	件数見込
蓄電池設備 (PV新規同時導入) 【非FIT】	70千円/kWh 又は1/3	350千円	70千円/kWh 又は1/3	350千円	115
蓄電池設備 (PV新規同時導入) 【FIT】	50千円/kWh 又は1/3	250千円	30千円/kWh 又は1/3	<u>150千円</u>	110
蓄電池設備 (PV既設) 【レジリエンス】	50千円/kWh 又は1/3	100千円	廃止		
太陽熱利用装置	1/10	50千円			
地中熱利用装置 (空調)	1/3	500千円	1/3	500千円	3
地中熱利用装置 (融雪)	1/3	300千円	1/3	300千円	27
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ)	1/2	100千円	1/2	100千円	180
			(やまがた健康住宅補助金と同時申請の場合)		
			<u>2/3</u>	<u>200千円</u>	50
木質バイオマス燃焼機器 (ボイラー)	1/2	500千円	廃止		

- 蓄電池設備 (FIT型) の補助上限額が 150 千円に変更となります。
- 蓄電池設備 (レジリエンス型) ・ 太陽熱利用装置 ・ 木質バイオマス燃焼機器 (ボイラー) への補助は廃止となります。
- 木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ) について、「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」又は「やまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金」と同時申請の場合、単独申請より優遇した補助率・補助上限を新設しました。

2 補助対象者・補助対象設備の販売業者について

- 補助対象者は、補助対象設備を設置する住宅等を自ら使用する者となりました。
- 補助対象設備の購入先は、山形県内に事業所を有する事業者となりました。

3 補助申請等の期限の変更

- 蓄電池設備 (非FIT型・FIT型) について、令和5年度分は事前申込の受付を年2回 (第1回: 7月末まで、第2回: 11月末まで) 行っていましたが、令和6年度分について、受付は年1回 (7月1日まで) となります。なお、これまで同様、事前申込で予算額を超える申込があった場合は抽選を行うこととなります。
- 木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ) ・ 地中熱利用装置 (空調・融雪) について、交付申請書の提出期限は7月1日必着となります。
- 実績報告書について、提出期限は全区分、令和7年1月31日必着となります。

その他、不明点等ございましたら、特定非営利活動法人 環境ネットやまがた
(TEL: 023-679-3377) へお問い合わせください。